

綾川町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 香川県綾川町

事 業 名 : 綾川町農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 30 年 4 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本町の農業集落排水事業は、平成10年4月1日に「栗原地区」(3集落)として供用開始しました。(事業年度は平成7年度～平成9年度)
平成6年度の当初計画においては、区域面積11.8ha、計画処理対象人口200人、計画汚水量54m³/日(計画日平均汚水量、200人×270ℓ/人・日)、計画水質
BOD20mg/ℓ(除去率90%)としています。

施設概要は、処理方式「FRP構造沈殿分離槽前置型接触ばっき方式(JARUS-S型)、敷地面積915m²、管理棟41.2m²」、管渠延長は2,978m(VU,75～200mm)、マンホールポンプ3箇所です。

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年4月1日 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	11.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	
処 理 区 数		1	
処 理 場 数		1	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1		該当なし	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>農業集落排水事業は、下水道使用料に準じています。</p> <p><参考> 下水道使用料は、旧町時代(旧綾上町:平成12年6月、旧綾南町:平成11年5月供用開始)には改定されておらず、合併時には、旧綾南町の料金体系(旧綾上町を値下げ)に統一したところです。</p> <p>その後、供用開始(平成11年、平成12年)から10年が経過し、資本投資による借入金の償還額が増大する中、中長期的に自立・安定した経営基盤の構築が図られるよう、平成19年12月議会において条例改正し、平成20年4月から現在の料金体系となりました。</p> <p>下水道使用料は、下水道法第20条の規定により、条例に定めることにより使用料を徴収することができることとされており、使用料の設定にあたっては、同法第20条第2項の規定により4つの原則、</p> <p>①使用の態様に応じて妥当なもの、 ②適正な原価を超えないもの、 ③定率又は定額をもって明確に定められていること、 ④特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと</p> <p>により定められなければならないとされています。</p> <p>その原則のもと、概ね10年間は使用料改定を行わずに経営できる使用料体系との視点をもって近隣市町の動向も勘案した上で改正しており、近い将来において、使用料のあり方を再検討すべき時期にあります。</p>		
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>該当なし</p>		
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>水道水以外の使用水量の認定基準(いわゆる井戸水使用者)を適用しています。</p>		
<p>条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成25年度 2,520 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成25年度 2,520 円</p>
<p>平成26年度 2,592 円</p>	<p>平成26年度 2,592 円</p>		
<p>平成27年度 2,592 円</p>	<p>平成27年度 2,592 円</p>		

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職員数</p>	<p>0名(兼務)、人件費計上なし</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>平成29年度より下水道課を建設課に統合(平成29年3月23日議決) ⇒建設課(土木、都市計画、住宅公共下水道係、合併処理浄化槽係、農業集落排水事業係) 綾川町課設置条例、綾川町行政組織規則第14条による</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

施設整備は完了しており、維持管理を主体とした限られた範囲での事業展開となり、人口減少及び施設の老朽化に対する対応が近い将来の課題となります。今後、処理施設の老朽化の進行による更新費用の増加が考えられることから、引き続き、処理施設等の適切な維持管理に努めるとともに、将来的には、「農業集落排水事業のあり方」について検討する必要があります。

2. 経営の基本方針

本町の農業集落排水事業経営に伴う主な収入は、使用料及び繰入金です。

繰入金については、毎年度、総務省副大臣により発出される「地方公営企業繰入金について(通知)」第10 下水道事業によるもので、本町の場合は、「2 分流式下水道等に要する経費」が該当します。

今後においても、「2 分流式下水道等に要する経費」の繰入は必要であり、適正な使用料単価を維持するための方策について検討します。

支出においては、汚水維持管理費、汚水資本費とも固定費的な性質を要することからその削減幅は見込めません。

また、建設改良(投資、資産形成)については新たな投資計画はありません。

なお、本町の行政改革実行プランにおいて、平成39年度の起債償還最終年度を目標として農業集落排水事業のあり方自体を検討するとされています。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項
特になし
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
特になし
- ・投資の平準化に関する事項
特になし
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
特になし
- ・防災・安全対策に関する事項
処理場及びMPともに異常通報装置を設けています。
- ・その他
特になし

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

<取組>

- ・財源の目標に関する事項：安定的な使用料収入の確保を図る。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項：下水道使用料は前回改定から10年が経過する時期にあり、これに準じており今後の検討課題である。
- ・企業債に関する事項：今後10年間に於いては大きな投資は予定していない。
- ・繰入金に関する事項：平成36年度までは現状の繰入額で推移し、以後は減少する見込み(元金償還額の減少による)
- ・資産の有効活用に関する事項：該当なし
- ・その他 該当なし

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

<取組>

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
現時点での具体的な取り組みはありません。
- ・職員給与費に関する事項
兼務で対応しており人件費は計上していません。
- ・動力費に関する事項
処理施設、マンホールポンプの電力
- ・薬品費に関する事項
次亜塩素酸カルシウム
- ・修繕費に関する事項
主に、処理場、マンホールポンプ場(3箇所)のポンプ修繕費、異常通報装置の更新、道路占有者からの申し出によるマンホール高調整等に伴う修繕費などの必要経費であり大幅な削減は見込めません。
- ・委託費に関する事項
マンホールポンプ場の維持管理に要する経費であり大幅な削減は見込めません。
- ・その他

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	下水道への接続については、下水道末端受益から1.3kmの位置にあり、また、マンホールポンプの削減も行えないことから、特に検討する事項はありません。
投資の平準化に関する事項	当面の投資計画はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	小規模事業であるが企業会計への移行が「努力義務」とされており、下水道事業の法適化にあわせて検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料に準じた使用料としており、その使用料の見直し方針に準ずる。なお、使用水量については、当初からの井戸水使用者に対する認定水量としているが今後見直しする予定である。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点での具体的な取り組みはありません。
職員給与費に関する事項	兼務で対応しており人件費の計上はありません。
動力費に関する事項	処理施設、マンホールポンプの電力
薬品費に関する事項	次亜塩素酸カルシウム
修繕費に関する事項	処理施設、マンホールポンプの更新、修繕に要する経費であり大幅な削減は見込めません。
委託費に関する事項	処理施設、マンホールポンプの維持管理に要する経費であり大幅な削減は見込めません。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	決算統計に基づく年度毎の経営状況表の作成により事後検証を図る。
---------------------	---------------------------------

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	10,026	10,153	9,999	10,001	10,001	10,001	10,001	10,001	10,001	10,001	8,001	7,701	4,001
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,528	1,446	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	ア 料 金 収 入	1,528	1,446	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	8,498	8,707	8,499	8,501	8,501	8,501	8,501	8,501	8,501	8,501	6,501	6,201	2,501
	ア 他 会 計 繰 入 金	8,498	8,707	8,498	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	6,500	6,200	2,500
	イ そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 総 費 用 (D)	4,738	4,996	4,538	4,386	4,236	4,082	3,924	3,761	3,594	3,437	3,322	3,230	
	(1) 営 業 費 用	3,147	3,543	3,225	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220
	ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	3,147	3,543	3,225	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220	3,220
(2) 営 業 外 費 用	1,591	1,453	1,313	1,166	1,016	862	704	541	374	217	102	10		
ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	1,591	1,453	1,312	1,165	1,015	861	703	540	373	216	101	9		
イ そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5,288	5,157	5,461	5,615	5,765	5,919	6,077	6,240	6,407	4,564	4,379	771		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)													
	(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,181	5,319	5,463	5,608	5,758	5,912	6,070	6,233	6,400	4,493	4,340	749	
	(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	5,181	5,319	5,463	5,608	5,758	5,912	6,070	6,233	6,400	4,493	4,340	749	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5,181	△ 5,319	△ 5,463	△ 5,608	△ 5,758	△ 5,912	△ 6,070	△ 6,233	△ 6,400	△ 4,493	△ 4,340	△ 749		

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
				(E)+(I) (J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	107	△ 162	△ 2	7	7	7	7	7	7	71	39	22
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	185	292	130	128	135	142	149	156	163	170	241	280
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	292	130	128	135	142	149	156	163	170	241	280	302
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	(P)-(Q)	292	130	128	135	142	149	156	163	170	241	280	302
赤 字 比 率	$\left(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	101.1	98.4	100.0	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.9	100.5	100.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	1,528	1,446	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)	1,528	1,446	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	56,340	51,020	45,559	39,951	34,193	28,282	22,212	15,980	9,581	5,089	749	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見 込	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
				8,498	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	6,500	6,200	2,500
収益的収支分		8,498	8,707	8,498	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	6,500	6,200	2,500
うち基準内繰入金		8,391	8,869	8,500	8,493	8,493	8,493	8,493	8,493	8,493	6,429	6,161	2,478
うち基準外繰入金		107	△ 162	△ 2	7	7	7	7	7	7	71	39	22
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		8,498	8,707	8,498	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	6,500	6,200	2,500

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にとっては、本様式により提出すること。